

⑨アルコール検知器導入助成金交付要綱

(令和7年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)は、飲酒運転の撲滅を図るため、アルコール検知器導入にかかる助成金の交付に関して、必要な事項を定め、会員が点呼等を実施する場合に、体内アルコールの有無を確認し、その記録を保存するために、機器を導入する際に係る費用の一部を助成することにより、適正な運行管理を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱におけるアルコール検知器とは、貨物自動車運送事業法に定める点呼を実施する場合に、運転者のアルコール検査を行うための機器(以下「機器」という。)とする。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、令和7年4月1日以降に、新たな機器(中古品・レンタル品を除く)を購入又はリースで導入した会員とする。

(助成対象機器)

第4条 飲酒運転防止に効果のある次の機器を対象とする。

- 1 卓上型機器
- 2 モバイル通信用機器
- 3 携帯型検知器

但し、遠隔地検査管理用及び検査結果の記録等に必要なパソコン、携帯電話等の購入費用、機器導入に伴う継続費用(マウスピース、ロール紙、フィルター等の交換に要する費用、基本契約料、通信・通話料、保守料等)については除外する。また、県ト協に届出の車両台数を上限とする。

(助成金の交付額)

第5条 機器本体価格の1/2以内(消費税を除く、千円未満切り捨て)とする。

(助成期間)

第6条 本助成は、令和7年4月1日から令和8年2月末日までとし、申請締切日は、令和8年3月5日とする。但し、期間内であっても予算額に達した場合は終了とする。

(助成金の申請方法)

第7条 機器の導入を完了した会員は、別紙「アルコール検知器導入助成金交付申請書」に必要事項を記入の上、県ト協会長に対して申請するものとする。

(助成金の交付)

第8条 県ト協は、前条に定める交付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、本助成要件に適合すると認めた場合には、前5条に定める助成金

を会員に交付する。

(助成の条件)

第9条 申請時において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上、又は滞納額が50,000円以上ある会員には助成を行わない。

(財産の処分制限)

第10条 会員は、交付対象となった機器を導入の日から起算して2年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

但し、あらかじめ県ト協の承認を得たものはこの限りではない。

また、この期間内に当該装置を処分する場合には、若しくは会員資格を喪失した場合は、残存期間に応じて助成金を返還しなければならない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第11条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他の必要事項)

第13条 この要綱の定めによるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。